

ブランド復活と商標先取り防止規定 ～中国最高人民法院による長期間不使用ブランドに対する判断～ 中国知的財産権訴訟判例解説（第23回）

余曉華
再審申請人（一審原告、二審原告）
v.
商標評審委員会
再審被申請人（一審被告、二審被告）

河野特許事務所 所長・弁理士 河野 英仁

1. 概要

企業が新商品の販売を開始する場合、ブランド戦略と共に新たな商標の出願を随時行う。そのため、旧モデル商品に係る登録商標についてはもはや使用することがないため、適宜権利放棄することとなる。

ところが、旧ブランドを用いて再び商品展開する場合がある。このような場合、既に放棄した商標について、再び商標登録出願を行う必要がある。

本事件では原告の先達が50年ほど前に使用していた比較的有名であったブランドを、原告が再び使用することとなり商標登録出願を行ったが、第三者が当該出願日より少し先に商標登録出願を行い権利化していた。

原告は一定の影響のある先使用商標の先取りであるとして、登録商標の取り消しを求めた（商標法第32条）。事件は最高人民法院にまで持ち込まれたが、最高人民法院は、出願日の段階では原告の使用の事実がなく、また不使用の期間も長かったことを理由に、原告の訴えを退けた¹。

2. 背景

成都同徳福合川桃片食品有限公司（以下、成都同徳福公司）は、菓子的一种である桃片を指定

1 最高人民法院 2013年12月10日判決（2013）知行字第80号